

## ファクシミリ送信書

宛先	水戸簡易裁判所民事3係 御中 (FAX:029-224-4661)
	原告 株式会社はなもみ 代表者代表取締役 池田剛士 様 (FAX:029-254-7189)
送信日	令和5年1月12日
送信者	〒100-6004 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル4階 隼あすか法律事務所 被告訴訟代理人 弁護士 鈴木 銀治郎 TEL:03-3595-7071 FAX:03-3595-7106

下記書類をお送りいたします。受領書の返信をお願い致します。

当事者	原告 株式会社はなもみ
	被告 一般社団法人 家の光協会 外2名
事件番号	令和4年(少コ)第33号 損害賠償請求事件
文書の表示	1.第2準備書面 1通
送信枚数	3枚(送信書含む)
通信欄	

## 受領書

宛先	水戸簡易裁判所民事3係 御中 (FAX:029-224-4661)
	被告訴訟代理人 弁護士 鈴木 銀治郎 宛 (FAX:03-3595-7106)
受信日	令和 5 年 1 月 12 日
送信日	令和 5 年 1 月 13 日
送信者	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-386-1-107 株式会社 はなもみ 代表取締役 池田剛士

令和4年(少コ)第33号 損害賠償請求事件

原告 株式会社はなもみ

被告 一般社団法人家の光協会

### 第2準備書面

令和5年1月12日

水戸簡易裁判所民事3係 御中

被告 一般社団法人家の光協会

被告訴訟代理人弁護士 鈴木 銀 治 郎



同 岩 田 貴 鈴



第1 令和4年10月31日付け異議申立書に対する認否

1 「1」について

不知。

2 「2」について

不知ないし否認ないし争う。

3 「3」について

不知。

第2 令和4年12月2日付け訴えの変更申立書に対する認否

不知ないし争う。

### 第3 令和4年12月21日付け準備書面3に対する認否

知らないし否認ないし争う。被告家の光が本件記事(甲4)を掲載したことは認めるが、誤情報を拡散させたという事実はない。また、原告が、原告を「管理者」、被告家の光を「本人」とする事務管理を遂行した事実もない。

### 第4 被告の主張

原告は、原告による本件記事に対する訂正記事の申し入れに被告家の光が応じなかったことを、不法行為である旨縷々主張している。また、原告を「管理者」、被告家の光を「本人」とし、誤情報の訂正という事務管理を遂行した旨を主張するようである。

しかしながら、原告の主張は、いずれもその主張に理由がないものであって、令和4年10月20日に言い渡された判決の判断に誤りはない。

不法行為については、答弁書及び第1準備書面でも述べたとおり、被告家の光は原告から本件記事の訂正を求められたことはないため、不法行為の事実はない。さらに、原告は不法行為の事実だけではなく、その他、損害、因果関係についても証拠に基づく立証がなされていない。

事務管理については、原告が被告家の光のためにする意思を持って被告家の光の事務をしたという、事務管理の事実について何ら証拠に基づく立証がなされていない。さらに、有益費用の支出及びその額についても証拠に基づく立証がなされていない。

以上のとおり、原告による被告家の光に対する不法行為に基づく損害賠償請求ないし事務管理に基づく費用償還請求には理由がない。

### 第5 結論

以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がなく、原告の請求は棄却されるべきものである。

以上